

令和8年3月17日

お知らせ

課名	危機管理課
担当	難波・池尻・浅間
内線	2180・2181・2182
直通	086-226-7946

津波災害警戒区域の指定について

県では、津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域として、津波防災地域づくりに関する法律第53条に基づく津波災害警戒区域を指定しましたので、お知らせします。

記

- 1 指定日
令和8年3月17日(火)
- 2 関係市町
沿岸7市1町
(岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市及び里庄町)
- 3 指定する範囲
最大クラスの津波により浸水することが想定される範囲
(令和8年2月に公表した、南海トラフ巨大地震に係る県独自の被害想定における「津波浸水想定」と同じ範囲)
- 4 その他
 - ① 区域内の要配慮者利用施設(※)の管理者は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化される。
※市町の地域防災計画に位置付けられた施設に限る。
 - ② 区域内の宅地建物の取引において、宅地建物取引業法に基づく「重要事項説明」としての説明が義務化される。
 - ③ 建築や開発行為に関する制限はない。

(参考)

区域指定に関する詳細な資料は、県ホームページで公開するほか、県危機管理課及び関係市町において縦覧に供する。

(県ホームページURL) <https://www.pref.okayama.jp/page/1024353.html>

津波災害警戒区域として指定する区域

